

優良土づくり推進活動表彰実施要領

令和7年6月
一般財団法人 日本土壤協会

1.趣旨

土壌診断等に基づく作物生育改善や土づくりの普及活動を推進していくため、毎年度、優れた業績をあげた土壌医の会全国協議会(以下、全国協議会と言う)正会員や土壌医検定資格登録者、優れた活動成果をあげた土壌医の会に対して表彰を行う。

また、これらの成果については、全国協議会正会員をはじめ、土づくりに関心を有する方や土壌医の会の今後の土づくり活動推進に役立てるとともに、広く紹介し、土づくりの重要性について国民の理解を深める。

2.実施主体

この表彰は、一般財団法人日本土壤協会(以下、土壤協会と言う)と全国協議会の共催により行う。

3.表彰対象

表彰の対象については、以下のとおりとする。

(1)個人部門

土壌診断等に基づく作物生育改善の取り組みや土づくりの普及について優れた取り組みを行った全国協議会正会員及び土壌医検定資格登録者

(2)土壌医の会部門

土壌診断等に基づく作物生育改善の取り組みや土づくりの普及について優れた取り組みを行った土壌医の会

4.表彰内容

個人部門及び土壌医の会部門を問わず最も優秀な取り組みを行った者等に対して農林水産省農産局長賞を授与する。個人部門及び土壌医の会部門別に特に優秀な取り組みを行った者等に対し土壌協会会長賞を、優秀な取り組みを行った者等に対し全国協議会会長賞を授与する。

表彰点数については、以下のとおりとする。

農林水産省農産局長賞 個人部門及び土壌医の会部門を問わず1点

土壌協会会長賞 個人部門2点以内、土壌医の会部門2点以内

全国協議会会長賞 個人部門4点以内、土壌医の会部門4点以内

なお、いずれの賞も受賞者等に対して、表彰状と副賞を授与する。

5.応募

優良土づくり推進活動表彰に応募しようとする者等は、毎年度土壌協会ホームページ上で案内する応募要領において定める期日までに申請する。

なお、当該年度に全国協議会正会員、土壌医検定資格登録者、土壌医の会から土壌協会に対して提出のあった土壌診断等に基づく作物生育改善の取組みや土づくり普及についての取組みについては、表彰対象として取り扱う。

6.審査

審査は土壌協会内に設置する審査委員会において行う。

7.表彰事例の普及

表彰事例については、土壌協会のホームページで公開するとともに、土壌医の会全国交流大会等で発表するなど、広く情報提供する。

8.事務局

事務局は土壌協会が行う。